

## 平成 28 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 28 年第 2 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、平成 28 年 6 月 24 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入江 浩 二

係長 ・ 大辻 直 樹

主任 ・ 原口 浩 一

### 4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福祉課長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健康課長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建設課長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産業環境課長	増 田 浩 司
企画財政課長	篠 村 潔	上下水道課長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会計管理者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生涯学習課長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学校教育課長	中 西 豊 和
地域・こども課長	山 田 美 穂	図書館・歴史資料館館長	古 川 弘 之

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 平成 28 年 6 月 定例会 (第 2 回)

第 4 回継続会

## 本会議 会議録

平成 28 年 6 月 24 日

水 卷 町 議 会

## 平成 28 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 28 年 6 月 24 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 28 年第 2 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開会いたします。

### **日程第 1 議案第 21 号**

議 長（白石雄二）

日程第 1、議案第 21 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 21 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、6 月 21 日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 21 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決いたしました。

### **日程第 2 議案第 22 号**

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 22 号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正についてを、議題とい

たします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 22 号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正について、6 月 21 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 22 号 水巻町営駐車場設置及び管理条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 3 議案第 23 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 3、議案第 23 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 23 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、6 月 20 日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。井手議員。

## 9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。議案第 23 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

この議案は、昨年 4 月から新たな保育制度としてスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、保育士の人数の要件を一部改正するものです。

附則 6 条では保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者、7 条では、幼稚園教諭若しくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなす、8 条では、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を保育士とみなすことができると、待機児童を減らし保育士不足を補うため保育士の資格がなくてもよいと緩和する内容であります。

厚生労働省がまとめた平成 26 年保育施設における事故報告集計によると、保育施設での死亡・負傷事故は認可保育所で 155 件、認可外保育所で 22 件起こり、合計 177 件もの事故が発生し、その数は平成 25 年より 15 件増えていることとなります。

今年 3 月に東京都内で起きた保育施設での死亡事故は、1 歳 2 か月の子どもはうつぶせに寝かされ、保育資格のない非常勤職員は他の作業をしていたため、子どもの異変に全く気付かず、人口呼吸をしたのも迎えにきた母親ということでした。

この事件について、厚労省は国の保育指針でうつぶせ寝は避けなければならない、事情がある場合でも呼吸を確認しなければならないと、されていなかったと過失を認めました。亡くなった子どもの母親は、「国や都の基準で安全を掲げても、現場の保育士たちが余裕を持って保育にあたらなければ実効性に乏しい。子どもを犠牲にしないでください。」と、事故後、メッセージを出しています。

待機児童対策として基準を緩和し、子どもを保育所に詰め込むのではなく、認可保育所の増設、保育士の処遇改善など、基準の引き上げこそが子どもの命を守ることに繋がります。

水巻の子どもたちの命を守り、保育を保障するためには、いくら国の基準であっても町独自の対応が求められるものであり、議案第 23 号による、当面ではあっても、無資格者を保育士とみなすという条例改正は認められるものではありません。

よって、議案第 23 号には反対とします。

## 議 長（白石雄二）

古賀議員。

## 13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。僕も反対の立場から。井手議員が長々と述べましたから述べませんが、1 点付け加えたいです。それは、家庭的保育事業となっていますから、まあ言葉だけやったら、家庭で保育をするかという勘違いするわけですね。

私は、この文厚終わってから、インターネットでいつも私出しますように、東京の狛江市い  
うのを家庭的なあれを調べたんです。そしたら、個人の方が1人おられまして、あとはみんな  
会社か法人でしたけど、そういう業者の方が家庭的保育事業の参入されていたんですけど。こ  
の前の担当課長、言われましたように、水巻は現在、8人の待機児童がおられるっちいうこと  
でしたけど、これを解消するには、やっぱり学校の先生の資格を持った人とか、保育士の資格持  
った方が、定年退職されて家庭におられるわけです。で、こういう人に、東京の狛江市が矢野市  
長時代にやった時代の、ああいうやつを検討されることを希望して、反対意見とします。

**議 長（白石雄二）**

近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

14番、近藤です。反対の立場から意見を申し上げます。

これは、採決においては、私は態度を保留したいんですが、実はこれは時期尚早であると。  
国のほうで基準や制度を変えてもですね、本町の実態とはそぐわないという面があります。で  
できるだけ現場の実態を把握し、そして、それがこの本町にとって必要であるかどうか、そう  
いうこともより詳しく確認すべきだというふうに思います。

私は現場を回ったところ、これは国として必要であっても、本町が必要であるかどうか。あ  
るいは制度の不備を補うにしても、例えば、まったく資格のないものということじゃなくて、  
先ほども他の議員から意見がありましたように、やはり学校教員の資格があったり、何らかの  
保育に携わるだけの資格要件を満たすもの、というように制度が充実したものであれば、結構  
ではなかろうかと思います。よって、態度を保留いたします。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第23号 水巻町家庭的保育事業等の設  
備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願い  
いたします。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第4 議案第24号**

**議 長（白石雄二）**

日程第4、議案第24号 鯉口汚水幹線管渠築造工事の請負契約の締結についてを、議題とい  
たします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求  
めます。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 24 号 鯉口汚水幹線管渠築造工事の請負契約の締結について、6 月 21 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

13 番、古賀です。私は毎回言ってますけど、これが、入札が、指名競争入札が行われたことに対して、そういうことから私はこれ、反対意見といたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 24 号 鯉口汚水幹線管渠築造工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 5 議案第 25 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 5、議案第 25 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 25 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約の締結について、6 月 21 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

### 13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。消防自動車といえば、一般の方は特殊車両と思われているかも知れませんが、私に言わせれば消防自動車、何も特殊車両やないんです。ボディそのものは普通のトラックと同じボディなんです。それに艤装して消防自動車にしてるんであって、エンジンは普通のトラックと全く一緒なんです。だから普通のトラックは、最低でも 100 万キロ走っているんです。

だから今度のあれでも、最初は中期長期計画、去年の計画では、蔵元課長がだいたい最初、平成 30 年やったけど、今度は政府の交付金がもらえるから買い換えようかっち言われたんです。だから、むやみにその交付金が再来年、後はどうなるか分からんっち言われたんですけど、そういう私、いつも言いますように、政府からもらう金も私たちの税金なんです。国は 1 千 50 兆円の借金があるし、だからやっぱりそういう点も踏まえて、私はこれ、もうちょっと使ってほしいということから反対討論といたします。以上です。

### 議 長（白石雄二）

討論は、まず賛否を明らかにして行なってください。近藤議員。

### 14 番（近藤進也）

14 番、近藤です。まず、この 2 案について、一緒に説明をさせていただきますが、私の意見としては、一応賛成でございます。賛成の意見の理由としましては、第 1 分団は、かなり型が古いと。型が古いといいますと、やはり各消防の体制が人手不足のときに、応援に行ったときに、自分のところの消防車とマニュアルが違ってたりすると、非常に不手際を起こします。そういった応援体制もままならないということから、同一の機種に代えるべきだというふうに思っておりました。第 1 分団は、もう機種が古くて新しくすると。

第 3 分団につきましては、より一層機能を高めるのはいいんですが、非常に当時の総務財政委員会での説明不足というところから反対をしようかと思っておりましたが、実態は、産業廃棄物処理場の火災のときに、第 3 分団が一番主力部隊となって、初期段階においてかなり無理しまして、その圧が足らずに、山のほうですからね。そのときの当時吉田方面の産廃処理場の火災のときに、第 3 分団のあの消防車はかなり無理をしまして、エンジンが焼けるとかいうようなこともありまして、本当に交換する時期でもあると。耐用年数が 30 年といいましても、16 年ということにおいては、非常にこの 16 年の中で無理をしたという実態があります。

どうしても替えなきゃいけないという事実を確認した上で、この激甚災害の事業債が出るから、これがあと 1、2 年かもしれないという、かもという言い方に疑問がありましたので、より詳しく説明をした上で、皆さんからの賛同を得るようにしていただきたいと思います。よって、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 25 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 6 議案第 26 号**

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 26 号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 26 号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結について、6 月 21 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

議案第 25 号に続いて、第 26 号も反対の立場から意見を述べます。

先日私は、「こんなところに日本人」ちテレビ見まして、それは懐かしかったです。なぜ懐かしいかといえば、キューバがあったんですよ。キューバが 50 年前、60 年前のシボレーとか、キャデラックの画面が出てきたんですよ。私は、車自体懐かしくて、嬉しくて、そしてそれは、ただ遺産としておいているんじゃないで、それでキューバの人たちはお客さん乗せて、60 年前の車でお客さん運んでいるんですよ。だから、そういうことをすれば、そういうこと 1 つとっても、車十分もてるんですよ。メンテナンスをよくしておればですね。

そういう点からすれば、まだこの消防自動車なんか、走行距離も少ないし、あんまり使っていないから、そういう立場から私、反対意見といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 26 号 消防ポンプ自動車の購入契約

の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成多数と認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 7 議案第 27 号**

**議 長 (白石雄二)**

日程第 7、議案第 27 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算 (第 1 号) についてを、議題といたします。本案は、関係の各委員会に付託していたしましたので、関係の各委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。津田委員長。

**総務財政委員長 (津田敏文)**

議案第 27 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算 (第 1 号) について、6 月 21 日に総務財政委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長 (白石雄二)**

文厚産建委員長。柴田委員長。

**文厚産建委員長 (柴田正詔)**

議案第 27 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算 (第 1 号) について、6 月 20 日に文厚産建委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長 (白石雄二)**

関係の各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

**8 番 (岡田選子)**

8 番、岡田選子です。議案第 27 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算 (第 1 号) につきまして、日本共産党を代表して、2 点について反対の立場から討論を行います。

1 点目は、北九州市都市圏域連携による「きりん」の輝き推進事業負担金 50 万円の支出についてです。わが党は、この事業が当町に利益をもたらすものではないと考え、認めることはできません。当事業への 50 万円の支出は、北九州市を中心に連携協約を締結した 17 市町の観光

や移住のPRイベントを東京有楽町で開催するための負担金です。大都会東京の有楽町での北九州圏域のアピールが、当町にどれだけ効果をもたらすものか。イベント開催後、50万円の費用対効果についてお尋ねしたいと考えております。

私は、総務財政委員会で指摘いたしましたように、当町を含む福岡県北東部地方の「きりん」と呼ばれる17市町は、すでに拠点都市地域整備推進協議会を平成7年に立ち上げ、年間約200万円程度の予算で、この地域の連携・発展に向け、20年間もすでに事業に取り組んできております。先日、委員会でお配りされたと思いますが、この広域情報パンフレットもその1つです。協議会への当町の負担金は毎年6万円程度です。

ところが、国の政策転換によりまして、急きよ、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンが押し付けられ、今ある「きりん」の協議会は、やがて解散するであろうと私は思います。

国が進めようとしている連携中枢都市圏構想は、国が合併した町村での人口減少や経済的疲弊など、その衰退が著しく、いまや町村合併を口に出せなくなったことから、今度は地方創生と言葉を変え、自らが地方を衰退させたことへの反省もなく、また、誰も責任も取らないまま、まだ懲りずに目先を変えた中核都市づくりを進めようとしているものです。

この政策目的は、紛れもない地方への財政削減です。地方創生の名のもとに、国は自治体同士を競争させ、結果が出なければ交付税を削減するという、国自らが地方自治の在り方の根本、地方自治を否定するというとんでもない姿勢です。

私たち地方自治体は、国が無理やり進めた町村合併の失敗から学び、教訓とし、国の都合のよい政策変更は、地方自治行政にとって大変な労力と経費の無駄であることを認識しなければなりません。

自らの町のことは自らが考え、判断し、町が下した政策決定に対して、国から予算がついていく。これこそが、本来の地方行政のあるべき姿ではないでしょうか。地域住民の福祉向上と地域発展のために力を尽くすという、自治体の本来の目的・役割が果たせるよう、国は地方を支援する、このような行政の在り方をわが党は目指します。地方を壊す政策を推進してきた自公政権に対し、わが党は強く退場を求めるものです。

2点目は、高齢者インフルエンザの予防接種委託料が200万円あまり減額され、これまでの高齢者インフルエンザの自己負担額1千円が、ワクチンの性能向上に伴うワクチン代の値上げにより、1千500円へと引き上げられることについて、反対の意見を述べさせていただきます。

ワクチン代の値上がりは、昨年10月からで、北九州市や福岡市などの大都市が直ちに値上げしたのに対し、当町を含む近隣市町が昨年度の値上げを据え置いたことは、小さな町だからこそできるきめ細かい対応であったと高く評価いたします。

高齢者の約6割近く、毎年約5千人に及ぶ高齢者の方々が、毎年接種されているということは、インフルエンザによる医療機関受診による医療費の抑制に一定程度貢献しているものと考えます。当初予算ですでに計上しているものをわざわざ補正で減額し、ただでさえ安倍自公政権の下での、年金削減や社会保障の削減によって、生活にあえいでいる高齢者の方々の個人負担をこれ以上増やすことは、わが党は認めることはできません。子ども医療の拡充とともに高齢者医療の拡充を求める声も強くなっているのが現状だと思います。

よって、本補正予算につきまして、わが党は住民の福祉向上の増進を目的とする、地方自治

体の役割を充実するという立場から反対といたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

14 番、近藤です。17 市町の連携による、この「きりん計画」というものを、私なりに、確認・調査をいたしました。やはり行き着く先に合併ありきではなく、まさに北九州市を中心とした元気なまちづくりという主張の元に、この PR 作戦に出たと。

やはり各自治体 17 市町を引っ張ってくれるのかと申しましたら、そうではなく、各自治体において何か趣向を凝らして特色を見出してほしいと。そのための先駆者として、北九州市が手を挙げたということが実態であるようでございます。

そして、合併についてはどうなのかと言いましたら、総務省もまったく考えておらず、合併特例債もまったく出る気配もなし、国も疲弊している中で、北九州市も合併は考えていないということがはっきり分かりました。この「きりん計画」は、何の特色も無く、各市町村の独自の政策にまかせたその集合体であるということで、北九州市のパフォーマンスだというように感じました。例え、パフォーマンスであっても、北九州市が元気になることで、周りにその波及効果をもたらすであろうという期待があるようでございます。

そのための政策の一環だというふうに見ておりますので、何も共産党に限らず、何か国の政策に基づいて行われているのではないかというようなことも感じられませんでしたので、この「きりん計画」を進めることにおいては、各自治体を引っ張ってくれる北九州市に、けん引役ということにおいて賛成したいと思います。以上です。

**議 長（白石雄二）**

他にありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 27 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 8 議案第 28 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 8、議案第 28 号 平成 28 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長 の 審 査 報 告 を 求 め ます。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 28 号 平成 28 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、6 月 21 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。小田議員。

**7 番（小田和久）**

日本共産党を代表して、反対意見を述べます。予算化されている国民健康保険システム改修委託料は、国の法律により、平成 29 年より市町村国保を県に一本化する広域化の制度を進めるものであります。国の広域化では、市町村から一般会計からの繰り入れは認めないことになっています。そうしますと、国保会計の収入の不足を補うには、保険料を上げることしかありません。今でも高すぎる国保税です。これ以上、町民負担を増やすことはできません。

また、介護保険や後期高齢者医療と同じく、県に一本化されれば、町民の声は県まで届きにくく、町は保険税の徴収だけが仕事となります。このような広域化には反対ですので、議案第 28 号には、反対します。以上です。

**議 長（白石雄二）**

他にありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 28 号 平成 28 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 9 議案第 29 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 9、議案第 29 号 水巻中学校北校舎エアコン設置工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 29 号 水巻中学校北校舎エアコン設置工事の請負契約の締結について、6 月 21 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私、反対の立場から意見を述べます。第 1 点は、前回の鯉口の問題も述べましたように、入札が、これ指名競争入札であるから反対です。

第 2 点目が、この今年受けた業者が富士古河です。くじ引きで決まったようになってますけど、同じ去年も 1 億円以上の仕事を受けた業者がたまたまくじ引きで当たったといえればそれまでですけど、こういう点で不自然を感じるから反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 29 号 水巻中学校北校舎エアコン設置工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 10 議案第 30 号**

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 30 号 猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 30 号 猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事の請負契約の締結について、6 月 21 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

13 番、古賀です。まず第 1 点目は、先日委員会で、ある議員が、これエアコン設置するときに、そういう防音の窓を付けなかったかっちいうことでしたけど、それが第 1 点です。

それから、第 2 点目は、防音ガラス、窓枠は、2 重窓枠か、それとも防音ガラスを使った工事か、お尋ねします。

**議 長（白石雄二）**

津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

只今、古賀議員からご指摘がございましたけど、1 点は、2 重サッシだということを聞いております。もう 1 つは、エアコンをつけるときに、一緒になぜできなかったかと、その辺は担当課で意見を聞いて、古賀議員に報告したいと思います。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

まず第 1 点目は、やっぱりさっきもずっと述べていますように、入札が指名競争入札であること、第 2 点目が、これは防音の窓枠っちいえば、それで終わってしまうかも分かりませんが、一般の窓枠について、ちょっと高すぎると思うから反対意見とします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 30 号 猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 11 意見書第 7 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 11、意見書第 7 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関

する意見書についてを、議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。松野議員。

#### 5 番（松野俊子）

5 番、松野です。意見書第 7 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について。地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、水ノ江議員、久保田議員であります。内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

#### 議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。井手議員。

#### 9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。日本共産党は、この意見書に対して賛成であります。賛成でありますけれど、一言、意見を述べさせていただきます。

今年 2 月、厚生労働省は 2018 年度の介護保険制度改定へ向けた議論を始めました。今回の改定で削減の標的とされているのは、要介護 1・2 の暮らしを支える生活援助サービスです。

介護保険をめぐっては、一昨年法の改悪で要支援 1・2 の人の訪問介護などのサービスが保険対象から外されたばかりです。

社会保障費の大幅削減のために次から次へと介護保険改悪を進める安倍政権のこの姿勢はあまりにも異常であります。この安倍政権の、介護保険制度改悪を続けるために協力してきたのが政権与党、公明党です。国会では自民党・公明党で 3 分の 2 以上の勢力を持ち、自民党は単独で採択する力はなく、公明党の数の力があってこそ、制度改悪が進められてきたものでした。

原案にある、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しを求める内容にまったく異論ありませんが、大本の制度そのものを改悪したのは自民党と公明党であります。このような意見書を提出されるのであれば、始めから制度改正そのものに反対されるべきです。

という意見を述べて賛成とします。

#### 議 長（白石雄二）

他にありませんか。古賀議員。

#### 13 番（古賀信行）

私は、反対の立場から意見を述べます。何故かといいますと、あまりにも私の周りに介護を受けている人が、酷すぎる人がいるんです。どういうことかといいますと、介護施設に行きな

がら、介護の施設で草取りしたり、野菜作ったりしてる人がいるんです。

それからもう1点目は、役所に来られるときは、弱々しい恰好で来られるけど、私の頃末の家の前を自転車でシャーシャー乗っていかれるんです。しかもその後ろに子ども乗せてから。そういう人が介護受けているんですよ。

だから私、歯がゆいんです。何故歯がゆいかって言えば、やっぱり私たちの介護保険料で、税金でそういう人が賄われているから。そういう点では、ある程度、私はそういう、厳しく見直してもいいんじゃないかという考え持っています。以上です。だから、反対意見です。

#### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第7号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって意見書第7号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第12 意見書第8号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第12、意見書第8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定締結に関する意見書についてを、議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。

#### 7番（小田和久）

7番、小田です。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定締結に関する意見書の提案説明をいたします。

この意見書案は、昨年12月24日の本町議会の最終本会議で、全会一致で可決された意見書と基本的に変りありません。何故同じものを提出するのかということについて、若干の説明をいたします。

昨年12月に可決された意見書は、2か月前の10月に国会で報告のあったTPP大筋合意なるものは、国会決議を反故にし、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖の農産物重要5項目のうち、3割の品目は関税を撤廃し、それ以外の農林水産物は、ほぼ全面的に撤廃するというものでした。これに怒った農業団体が意見書を提出したものでした。

その後、今年に入って開かれた通常国会では、国民への十分な情報提供を求めた国会決議に反して、守秘契約を盾に交渉の経緯を国会にさえ隠していることです。国会の要求で提出した資料も、表題以外はすべて黒塗りでした。事態は次期国会で引き続き審議されることになっています。よって、農業団体や町民の意思をより強く国会に反映させるために、改めて提出するものであります。

案文については、すでにお手元に配付しておりますので、ご理解いただきますように申し上

げて、提案説明といたします。賛同者は、岡田議員、井手議員。そして、地方自治法第99条の規定に基づいて提出いたします。提出先は、お手元に配付しておりますので、参考にしてください。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

#### 13 番（古賀信行）

賛成の立場から意見を述べます。今でもアメリカやオーストラリアの農産物に、日本の農業は圧倒されて、疲弊していますけど、先日、私は、びっくりしたんです。バターが足りないから、政府は7千トンの追加輸入を決めたんです。そう言いながら、北海道では、牛乳の値段が安いから、後継者がいないという問題が起きているわけです。

そういう問題を解決するには、やっぱり自分のところの国民が食べるのは自国で生産して、足りないのを外国から買うというのが、私は国の基本的な考えやないかと思うんです。

現在、カロリー計算で、日本の食料自給率は約40%です。私、いつか述べたと思いますけど、スイスの山国、私も行ってきました。あそこ、どこで麦なんかを作るやかと思うんですけど、昔は食料自給率は40%やったんですよ。でも現在、60%以上に引き上げています。そして、なんと国の憲法には、食糧自給率を引き上げると書いてあるそうです。私、なんと素晴らしい国やと思ったんですよ。そういう点も踏まえて、やっぱりこの環太平洋パートナーシップ（TPP）は、特に日本の農業に与える影響は大きいと思って、この意見書第8号には賛成いたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定締結に関する意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって意見書第8号は、否決いたしました。

#### **日程第13 意見書第9号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第13、意見書第9号 子どもの医療費助成に対する国庫負担の減額措置の廃止と国の制度として小学校就学前の医療費を所得制限なしで無料にする制度を確立することを求める意見

書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

8 番、岡田です。意見書第 9 号 子どもの医療費助成に対する国庫負担の減額措置の廃止と国の制度として小学校就学前の医療費を所得制限なしで無料にする制度を確立することを求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成 27 年、昨年 12 月議会において、子ども医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金のペナルティをやめることを求める意見書として、求める内容は同じです。このときに要望いたしましたのは、子ども医療費を無料化することと、この国のペナルティを廃止すること、この 2 点を求める意見書を、昨年 12 月議会で賛成多数で採択していただきました。

その後、国にこのような意見書がたくさん届きまして、今回の意見書案に書かせていただいておりますように、全国の知事会でも、減額措置というのは直ちに廃止すべきだと、国の責任で一律の無料化制度を作るべきだという、多くの地方自治体からの声も届き、厚労省が見直しを検討するというので発言をされ、早急に見直すとして、報告書を 3 月に取りまとめたわけです。

ところが 6 月 2 日、安倍内閣が閣議決定をいたしました「日本 1 億総活躍プラン」には、そのことが一言も書かれてなくて、当然書かれてあるべきことがまったく言及されずに、年末まで先延ばしをするということになっております。

この状況を受けまして、私、もう一度、これはきっちり国に対して意見書を出さなければならぬと思いましたので、ほとんど昨年 12 月に採択していただきました内容と、求めるものは一緒でございますので、ぜひ皆様のご賛同をお願いしたいと思っております。

地方自治法第 99 条に基づきまして、意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済財政担当大臣、衆議院議長、参議院議長に出したいと思っております。賛成者は、小田和久議員、井手幸子議員です。皆さまのご賛同、よろしくお願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。柴田議員。

## 15 番（柴田正詔）

15 番、柴田です。私は賛成の立場で討論に参加いたします。

水巻町では、執行部の英断により、中学校 3 年生まで所得制限なしの通院・入院の医療の無料化を 10 月から開始になりました。近隣市町村でも、ほとんどの自治体で、独自の制度として、子ども医療の助成をやっておりますが、これに対するペナルティということで、これ平成 26 年度では、水巻町でおおよそですが、600 万円以上のペナルティを課せられているという状況がご

ざいます。

そういったことで、やはり医療無料化というのは、子育て支援の私、大きな柱やと思うんです。この意見書には小学校就学前までということになっていますが、私はこれは物足りない。私は義務教育の間だけは、やはり国が責任を持つべきやというふうに考えています。そういった立場で賛成いたします。

#### 議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第9号 子どもの医療費助成に対する国庫負担の減額措置の廃止と国の制度として小学校就学前の医療費を所得制限なしで無料にする制度を確立することを求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって意見書第9号は、否決いたしました。

#### **日程第14 意見書第10号**

##### 議 長（白石雄二）

日程第14、意見書第10号 憲法への緊急事態条項創設の中止を求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

##### 9番（井手幸子）

9番、井手幸子です。意見書第10号 憲法への緊急事態条項創設の中止を求める意見書案について、提案説明を行います。案文は、皆さんお手元の意見書案のとおりでございます。補足説明を行います。

昨年の11月の国会の予算委員会において、安倍首相は、憲法改正について、緊急事態条項の新設を重視するとの発言をしております。この内容は、内閣総理大臣は、外部からの攻撃、内乱などの社会秩序の混乱、大規模自然災害の際に、緊急事態の宣言ができ、法律と同一の効力を有する政令の制定、地方自治体への指示、基本的人権の制限ができるというものであります。

法律に基づかないで、国民の権利を制限できないという法治主義のルールが骨抜きになるものであります。その緊急事態条項の大本となるのは、自民党の憲法草案にあります。この憲法草案の簡単な主な今の現行憲法との違いを、少し比較しながら紹介したいと思います。

まず、日本国憲法の前文であります。前文の最初には、今の憲法では、日本国民は、という出だしから始まっておりますが、この自民党の草案では、日本国は、というふうになり、主権が国民から国へ移動されることを示してあります。それと天皇の部分では、現憲法では、天皇は日本国の象徴であるとされておりますが、自民党の憲法草案では、天皇は日本国の元首であるというふう書き換えられております。

そして、最も問題なのが、平和主義、憲法9条2項の問題であります。2項について、現行の

憲法では、目的を達成するため、陸・海・空軍とその他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は認めないというふうに現行憲法はなっておりますが、これが、前項の想定は自衛権の発動を妨げるものではないということで、これは集団的自衛権の行使ができるという内容であります。

それと、今の憲法に示されていない、新しく新設するということで、自民党案については、国防軍の創設というのが、これはまさに軍隊であり、平和主義を放棄するものであると思います。これが具体的な緊急事態条項の内容であります。

よって、町議会は、憲法の緊急事態条項の創設を直ちに中止することを求めるものであります。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。賛同議員は、小田議員、岡田議員。提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

### 議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。古賀議員。

### 13 番（古賀信行）

13番、古賀です。私は、井手議員の説明に賛同いたします。何故かといいますと、私は安倍総理が述べた憲法改正案は読んでいませんけど、今の説明を聞いたら、憲法の中で、現在の憲法は天皇は国の象徴であると謳っているんですね。それを元首にするとか、とんでもないことです。

何故かといいますと、昭和20年、まあ憲法ができたのが戦後昭和21年ですけど、それまで日本は、帝国憲法で非常に国民は、思想、言論の自由も剥奪されたわけです。そういう辛い目に遭ってきたから、やっぱり再びそういう辛い目に、私たち遭っていけないと思うんです。

それから、第2点目は、憲法学者が政府に都合がいい御用学者と、国民の側に働いている学者が2つ分かれています。身近なことで言いますと、福岡県で言いますと、自民党で幹事長をされた古賀誠さんなんかは、安保改正案に激しく抵抗されたんです。そういう中で、国会では、安保法案通りでしたが、だからやっぱり再びそういう1945年前の、以前の暗黒政治に戻すわけにはいかないんです。だから、この意見書第10号には賛成いたします。以上です。

### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第10号 憲法への緊急事態条項創設の中止を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって意見書第 10 号は、否決いたしました。

### **日程第 15 委員会報告について**

議 長（白石雄二）

日程第 15、委員会報告について、去る 3 月定例会以降の各委員会において、審査・調査研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。入江委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 議 な し —

質疑を終わります。

### **日程第 16 議員の派遣について**

議 長（白石雄二）

日程第 16、議員の派遣についてを議題といたします。会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

### **日程第 17 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 17、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあ

った事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成28年第2回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会